山口県告示第百五十八号

平成十八年三月二十二日

山口県消防表彰規程(昭和三十一年山口県告示第二百九号)の一部を次のように改正

Щ

直接請求に必要な有権者の数.

選管告示

県報の正誤 (平成十五年四月二十五日山口県規則第五十七号ほか二件).....

П

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(四件)(道路建設課)

道路の供用の開始 (道路整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課).....

県道の路線の認定に関する告示の一部改正 (道路整備課)..... 県道路線の認定に関する告示の一部改正 (道路整備課)......

報

山口県消防表彰規程の一部改正 (消防防災課)......

目

次

年

第四条中「市町村長」を「市町長」に改める。

則

平成十八年三月二十二日から施行する。

この規程は、

+	灰	18	í
	月	22 E	Ξ
(水麻	呈日)

	-				
線新南陽津和野	表二の項を次のように改める。		平成十八年三月二十二日	のように改正し、説明道路線の認定し	山口県告示第百五十九号
周南市大字大潮(島根県界)	らうに改める。	山口県知事 二 井 関	2]十二日	のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。 県道路線の認定に関する告示(昭和二十九年山口県告示第七百六十一号)の一部を次	五十九号
		成		部を	
				次	

山口県告示第百六十号

県道の路線の認定に関する告示 (昭和三十三年山口県告示第六百四十四号の二)の一

平成十八年三月二十二日

部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

山口県知事 =井 関 成

表三〇の項を次のように改める。

七

六

 \equiv 鹿野吉賀線 周南市 吉賀町 島根県 鹿足郡

表四一の項を次のように改める。

四 津和野須佐線 萩市 津島起 和根点 野県 町 足郡

井 関 成 表一四一の項を次のように改める。

山口県知事

=

路

線

名

道路の種類

県道 光玖珂線

道路の区域

山口県告示第百六十一号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成十八年三月二十二日

報

井

関 成

山口県知事 =

地先まで地先まで まで 同字九四八の六地先 間市同大字 同字九四八の六地先地先から X 間 旧新別 旧 新 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷地の幅員 三 〇八 五〇 四一 九一 八二 一 二九 九〇 九九 :: 六〇 (メートル) 延 長 五 三四八・五 四三・八 完了による。道路改良工事の 完了による。道路改良工事の 備 考

山

П

山口県告示第百六十二号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する その関係図面は、平成十八年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成十八年三月二十二日

山口県知事 _ 井 関 成

光玖珂線		路線名
同市(同大字字下和田三〇五二の一地先まで周南市大字小松原字烏迫六五五の一地先から)	同市同大字 同字九四八の六地先まで光市大字小周防字下福田九四八の四地先から	供用開始の区間
十三日	平成十八年三月二	供用開始の期日

山口県告示第百六十三号

より、 の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札参加資格の審査 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に 県道北中山岩国線道路改良 (和木トンネル) 工事の契約に係る指名競争入札に参

平成十八年三月二十二日

山口県知事

=

井

関

成

県道北中山岩国線道路改良 (和木トンネル)工事 工事場所 玖珂郡和木町大字関ケ浜字附出しから同大字字外山までの間

工事の概要

ナトム工法	工法
二四二メートル	延長
一〇・二五メートル (車道六・〇メートル)	道路幅員

入札参加資格

構成するものに限る。 入札に参加できる者は、) とする。 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA 示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

等級であること。

号

- 定する特定建設業の許可 (土木工事業に係るものに限る。) を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であ

入札参加資格の審査

ること。

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない。 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 へ札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共同企業体競 (以下「申請書等」という。)を提

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

岩国土木建築事務所(岩国市三笠町一丁目一番) 号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分ま

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日

四

○) にすること。 この審査についての問合せは、 岩国土木建築事務所 (電話〇八二七-二九-一五四

山口県告示第百六十四号

参加資格の審査の申請の時期、 名競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札 より、県道柳井上関線土穂石川橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る指 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に 方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 = 井 関 成

- 県道柳井上関線土穂石川橋 (仮称)橋りょう整備工事 (上部工)
- 工事場所 柳井市南浜四丁目から同市伊保庄字岡田までの間
- 工事の概要

鋼三径間連続箱桁形式橋りょう	構
りょう	造
四九・	延
五メートル	長
(±	道
車_ 道〇 六・	路
・〇メートル)	幅
トル)	員

入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA 示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)を受けているこ
- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知
- 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であ

入札参加資格の審査 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない。 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共同企業体競 (以下「申請書等」という。)を提

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

報

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分ま

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

П

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日

四 その他

山

六)にすること。 この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇-二二-〇三九

山口県告示第百六十五号

る指名競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該 より、県道山口宇部線幸之江川高架橋 (仮称) 橋りょう整備工事 (上部工) の契約に係 入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に

平成十八年三月二十二日

平成18年3月22日

山口県知事 \equiv 井 関 成

- 県道山口宇部線幸之江川高架橋 (仮称) 橋りょう整備工事 (上部工)
- 工事場所 山口市嘉川字台田から同市江崎字南奥山田までの間

工事の概要

鋼四径間鈑桁形式橋りょう	構造
三五	延
七メートル	長
÷	道
車道七・〇	路
· O 五 ×	幅
〇メートル)	員

入札参加資格

構成するものに限る。) とする 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 以下「告示」という。)二の一の規
- 2 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 定する特定建設業の許可 (鋼構造物工事業に係るものに限る。) を受けているこ
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること
- 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であ

入札参加資格の審査

ること。

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

四

その他

- - 申請書等は、共司企業体の代表者が、申請書等の提出方法

, こうに、 である。 は、 受け付けない。 よるものは、 受け付けない。 申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、 郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

四申請書等の提出期間及び時間

で 平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分ま

五 入札参加資格の審査結果の通知方法

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日

山口土木建築事務所 (電話〇八三-九二二-一〇七

○)にすること。

山口県告示第百六十六号

П

加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参より、一般国道四九〇号綾木橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る指名地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に

平成十八年三月二十二日

Щ

3口県知事 二 井 関 成

- 一 一般国道四九○号綾木橋 (仮称) 橋りょう整備工事 (上部工)
- 工事場所 美祢郡美東町大字綾木字元疫神から同大字字椿ケ迫までの間
- 」 工事の概要

鋼四径間連続鈑桁形式橋りょう	構造
五五	延
〇メートル	長
÷	道
車道七九・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	路
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	幅
- トル	員

入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

構成するものに限る。)とする。

これ。 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)二の⑴の規建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- い。定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)を受けているこ定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)第三条第六項に規定設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規
- 出資比率が三十パーセント以上であること。

3

- (以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの』、共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知
- ること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であ
- 入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

出しなければならない。争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3

- * 委任状
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

三 申請書等の提出場所

美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四四九番地の五

四申請書等の提出期間及び時間

- 平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分ま

五 入札参加資格の審査結果の通知方法

П

名

デオデオ岩国店

報

号

四 までに発送する。

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日

その他

にすること。 この審査についての問合せは、

美祢土木事務所 (電話〇八三七-五二-一一〇五)

(一五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 十七年十一月八日山口県公告 (六〇一) に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国 当該意見は、平成十八年三月二十二日から同年四月二十四日までの間、 山口県商工労

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

平成十八年三月二十二日

働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

意見の概要

Щ

特に配慮を求める事項はない。

(一五七) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為!

平成十八年三月二十二日

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 光市光井六丁目

> 山口県知事 井 関 成

> > 光市島田二丁目二三番一〇号 株式会社ファノス



山口県選挙管理委員会告示第二十五号

数) は、 る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第一項に規定する選挙権を に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第 八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第一項 次の表のとおりである。

平成十八年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

lc				
の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関	廃の請求県条例の制定又は改	直接請求の種類
第一項治法第八十条	条第一項地方自治法第七十六	条第一項	条第一項 地方自治法第七十四	根拠規定
岩下防德萩山宇下阿大豐厚吉熊玖大 国松府山市口部関武津浦狭敷毛珂島 市市市市選市市市郡郡郡郡郡郡郡郡 選選佐都挙選美選選選選選選選 挙挙波濃区挙祢挙挙挙挙挙挙挙 区区郡 区郡区区区区区区区区区 選選 業挙 至 区区				必要な有権者
	二七二、〇九〇	l		を 数

び指名競争入札の参加資格の審査)

平成十六年十二月七日山口県告示第六百五十七号 (建設工事等に係る一般競争入札及

Щ	[. 県	報	(定期) 3	第 <i>17</i> 3	38 号
_	ページ	の 正 一 平 成 ま き ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		員県 のの 解教 職育	職安員に副 の委、県知 請員監の事 求会査 _選	知事の解職	
上	段	一部を改正する規則)平成十五年四月二十五日山口		の解職の請求の教育委員会の委	の委挙出 委員及で 員及び のび	職の請求	
左か七ら	行	月 月 十 月)		型 建及地 第び方 小運教	解公委び 条地 第方 一中	条地第方	
更正手続開始		五日山口県規則		全地方教育行政の組織 を地方教育行政の組織	職の請求というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	条第一項地方自治法第八十一	
	誤	緊第五十七号(山口					新美柳長光小 南祢井門市選出市 陽市選挙至 選挙区区 区 区
更生手続開始	正	1県規則第五十七号(山口県中小企業高度化資金貸付規則					 八五九六二二
		 付 規 則			七二、〇九〇		六〇一四七一 九一六四八二 〇九二九一八

平成	Ξ	ページ	
七年十二	下	段	
月十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	— 五	行	
成十七年十二月十六日山口県告示第六百五十八号(昭和二十七年法律第百七十二号	誤	
(瀬戸内海環境保全特別措置法第	○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	正	

鉄筋コンクリート製・鋼板製	コンクリート製・鋼板製	の四 表の 中(一)	=
Œ	誤	箇 所	ページ
	の規定に基づく許可申請の概要)	項の規	五条第

平成十八年三月二十二日発行平成十八年三月二十二日印刷

発発 行行 人所

口県知事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)